

保険契約規程新旧対照表

現行	改定案	改定理由等
<p>第2条 (告知及び通知義務)</p> <p>2 組合員は、保険契約申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面により組合に通知しなければならない。もし、組合員が、前記記載事項の重要なものに変更があったにもかかわらず、その通知を怠ったときは、組合は、その損害のてん補を拒否し、又はてん補額を減額することができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>3 組合員は、加入船舶につき他の保険者との間で同種の保険契約を締結したときは、遅滞なくその旨を書面により組合に通知しなければならない。</p>	<p>第2条 (告知及び通知義務)</p> <p>2 組合員は、保険契約申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面又は電磁的方法により組合に通知しなければならない。もし、組合員が、前記記載事項の重要なものに変更があったにもかかわらず、その通知を怠ったときは、組合は、その損害のてん補を拒否し、又はてん補額を減額することができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>3 組合員は、加入船舶につき他の保険者との間で同種の保険契約を締結したときは、遅滞なくその旨を書面又は電磁的方法により組合に通知しなければならない。</p>	組合への通知について、書面に加えて電子メールによる通知も可能とすべく規定を変更するもの。
<p>第10条 (保険契約の継続)</p> <p>保険期間の満了に際し、次に掲げる理由により保険契約が終了したもの除き、保険契約承諾証記載事項の変更につき書面による組合への通知がなされなかったときは、保険契約は、翌保険期間へ継続されるものとする。ただし、当該保険契約における保険料その他の条件の改定が必要であると組合が合理的に判断した場合であって、保険期間の満了前に改定後の条件について組合員との間で合意に至らなかった場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組合員が保険期間の満了する 1 か月前までに保険契約を継続しない旨を書面により組合に通知したもの。</p>	<p>第10条 (保険契約の継続)</p> <p>保険期間の満了に際し、次に掲げる理由により保険契約が終了したもの除き、保険契約承諾証記載事項の変更につき書面又は電磁的方法による組合への通知がなされなかったときは、保険契約は、翌保険期間へ継続されるものとする。ただし、当該保険契約における保険料その他の条件の改定が必要であると組合が合理的に判断した場合であって、保険期間の満了前に改定後の条件について組合員との間で合意に至らなかった場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組合員が保険期間の満了する 1 か月前までに保険契約を継続しない旨を書面又は電磁的方法により組合に通知したもの。</p>	同上
<p>第11条 (保険契約の解約又は解除)</p> <p>2 前項第1号から第3号までの事由による解約については、組合員は、遅滞なく、その旨を書面により組合に通知しなければならない。</p>	<p>第11条 (保険契約の解約又は解除)</p> <p>2 前項第1号から第3号までの事由による解約については、組合員は、遅滞なく、その旨を書面又は電磁的方法により組合に通知しなければならない。</p>	同上
<p>第12条 (休航による保険料の払戻し)</p> <p>3 前二項に規定する保険料の払戻しを請求する者は、休航開始後ただちにその事実を書面で組合に通知</p>	<p>第12条 (休航による保険料の払戻し)</p> <p>3 前二項に規定する保険料の払戻しを請求する者は、休航開始後ただちにその事実を書面又は電磁的方法により組合に通知しなければならない。</p>	同上

現行	改定案	改定理由等
<p>するとともに、休航終了後 3 ヶ月以内に休航の事由、場所及び期間を証明する書類を組合に提出しなければならない。ただし、当該休航が翌保険年度にまたがる場合は、当該保険年度終了後 3 ヶ月以内に前記と同様の書類を組合に提出しなければならない。組合員がこれらの書類の提出又は休航の通知を怠ったときは、組合は保険料の払戻しを拒否することができる。</p>	<p><u>送</u>で組合に通知するとともに、休航終了後 3 ヶ月以内に休航の事由、場所及び期間を証明する書類を組合に提出しなければならない。ただし、当該休航が翌保険年度にまたがる場合は、当該保険年度終了後 3 ヶ月以内に前記と同様の書類を組合に提出しなければならない。組合員がこれらの書類の提出又は休航の通知を怠ったときは、組合は保険料の払戻しを拒否することができる。</p>	
<p>第 16 条（船級等の保持及び法令の遵守）</p> <p>1 組合員は、加入船舶の船級又は資格の保持及び法令の遵守に関し、組合との別段の合意がない限り、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(5) 船級協会等が変更されたときは、組合に書面により通知すること。</p>	<p>第 16 条（船級等の保持及び法令の遵守）</p> <p>1 組合員は、加入船舶の船級又は資格の保持及び法令の遵守に関し、組合との別段の合意がない限り、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(5) 船級協会等が変更されたときは、組合に書面<u>又は電磁的方法</u>により通知すること。</p>	同上
<p>第 35 条（一般除外規定）</p> <p>1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。</p> <p>(8) 浚渫、爆破、杭打、坑井介入、ケーブル・パイプ敷設、建設、設置・管理作業、採掘調査、採鉱、浚渫土砂等の海洋投入、発電、撤収その他組合が定めた特殊作業中に以下に掲げる事由により生じた責任及び費用。</p> <p>(以下略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 35 条（一般除外規定）</p> <p>1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。</p> <p><u>(8) 浚渫、爆破、杭打、坑井介入、ケーブル・パイプ敷設、建設、設置・管理作業、採掘調査、採鉱、浚渫土砂等の海洋投入、発電、撤収、バブルカーテンの設置・使用・撤去その他組合が定めた特殊作業中に以下に掲げる事由により生じた責任及び費用。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>(15) 全部又は一部が海上の運送に関する運送契約に起因し又は関連して生じた責任及び費用であって、次に掲げるいずれかの規定を含む船荷証券上の契約であれば行使可能な求償権を放棄し若しくは制限したこと又は取り入れなかつたことにより負担した責任及び費用。</u></p> <p><u>イ ヘーグ・ルール又はヘーグ・ヴィスピー・ルールの第 4 条第 6 項</u></p> <p><u>ロ その他適用法における同等の規定</u></p> <p><u>ただし、強制的に適用される法律により当該求償権が行使できない場合、又</u></p>	<p>海中工事の打撃音を緩和するバブルカーテンの使用等は、通常の船舶の運航とは異なる特殊作業であるため、一般除外規定に追加するというプール協定の改定に伴うもの。</p> <p>未申告の危険貨物による事故の増加を受けて、ヘーグ・ルール若しくはヘーグ・ヴィスピールルール、又はこれらと同等の運送条件であれば行使可能な求償権を放棄し若しくは制限し、又は取り入れなかつた場合は、貨物損害に限らずあらゆるクレームについて原則としててん補対象外とすべくプール協定を改定することに伴うもの。</p>

現行	改定案	改定理由等
	<u>は事故が発生した後に組合が裁量によりてん補を認める場合は、この限りでない。</u>	
第 42 条（保険金の請求） 3 第 1 項の請求は、組合員が支払った日から 3 年以内に同項の書類を添えて、これを行わなければならぬ。ただし、組合員に正当な事由があり、あらかじめ書面により組合に通知した場合は、この限りでない。	第 42 条（保険金の請求） 3 第 1 項の請求は、組合員が支払った日から 3 年以内に同項の書類を添えて、これを行わなければならぬ。ただし、組合員に正当な事由があり、あらかじめ書面 <u>又は電磁的方法</u> により組合に通知した場合は、この限りでない。	組合への通知について、書面に加えて電子メールによる通知も可能とすべく規定を変更するもの。

特別条項新旧対照表

現行	改定案	改定理由等
P&I 戰争危険特別条項 第 3 条 2 前項の規定にかかわらず、沖合 12 海里までの沿岸水域を含むすべてのロシア水域及び以下に掲げるヨーロッパ水域を通過し、又は寄港する船舶に対する本特別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨 1 億 ドルを限度とする。(中略) 3 加入船舶に関して、本船の契約者である組合員又はそれ以外の者により、本特別条項又は国際 P&I グループのプール協定及び共同再保険契約に参加している他の同種組合の本特別条項と同等な保険を別途付保している場合、これらによるてん補の総額は、一船一事故あたり米貨 5 億 ドル (前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 1 億 ドル) を限度とする。これらてん補責任の総額が米貨 5 億 ドル (前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 1 億 ドル) を超過した場合、当該保険契約での当組合のてん補責任は、当該保険契約で当組合から回収可能な最高金額が、かかる事故で当組合及び他の同種組合から回収可能な損害の総額に占める割合により米貨 5 億 ドル (前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 1 億 ドル) を按分したものに制限される。	P&I 戰争危険特別条項 第 3 条 2 前項の規定にかかわらず、沖合 12 海里までの沿岸水域を含むすべてのロシア水域及び以下に掲げるヨーロッパ水域を通過し、又は寄港する船舶に対する本特別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨 <u>1 億 2 千 5 百万</u> ドルを限度とする。(中略) 3 加入船舶に関して、本船の契約者である組合員又はそれ以外の者により、本特別条項又は国際 P&I グループのプール協定及び共同再保険契約に参加している他の同種組合の本特別条項と同等な保険を別途付保している場合、これらによるてん補の総額は、一船一事故あたり米貨 5 億 ドル (前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 <u>1 億 2 千 5 百万</u> ドル) を限度とする。これらてん補責任の総額が米貨 5 億 ドル (前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 <u>1 億 2 千 5 百万</u> ドル) を超過した場合、当該保険契約での当組合のてん補責任は、当該保険契約で当組合から回収可能な最高金額が、かかる事故で当組合及び他の同種組合から回収可能な損害の総額に占める割合により米貨 5 億 ドル (前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 <u>1 億 2 千 5 百万</u> ドル) を按分したものに制限される。	Excess War 再保険の条件が 2026 保険年度から変更されることに伴う変更。

現行	改定案	改定理由等
出資者等特別条項 第4条 (保険契約の終了) 2 出資者等が第2条に定める出資者等に該当しなくなった場合には、当該組合員及び出資者等はその事実を速やかに組合に書面により通知しなければならない。本特別条項に基づく保険契約はその事実が発生した時に終了する。ただし、本特別条項に基づく保険契約の終了は、当該船舶に関する組合員との保険契約に影響を与えるものではない。	出資者等特別条項 第4条 (保険契約の終了) 2 出資者等が第2条に定める出資者等に該当しなくなった場合には、当該組合員及び出資者等はその事実を速やかに組合に書面 <u>又は電磁的方法</u> により通知しなければならない。本特別条項に基づく保険契約はその事実が発生した時に終了する。ただし、本特別条項に基づく保険契約の終了は、当該船舶に関する組合員との保険契約に影響を与えるものではない。	組合への通知について、書面に加えて電子メールによる通知も可能とすべく規定を変更するもの。
制裁対象航海特別条項 第1条 組合が手配する再保険契約（国際P&Iグループのプール協定、同グループが手配する再保険契約、その他組合が独自に手配する再保険契約を含む）の再保険者に対して、各国の法令、施行令等に基づき、監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより、組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海から発生した事故に関する全ての損害及び費用は、組合員が下記の条項に従うことを条件に保険契約規程の条項に基づきてん補される。 (1) 監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより当組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海については、当該航海の詳細（航海の予定、積荷の性状又は詳細、船積地及び荷揚地の港又は場所の名称、当該貨物のエンドユーザー名等）について、当該航海の予定が判明次第遅滞なく書面により組合に申告すること。	制裁対象航海特別条項 第1条 組合が手配する再保険契約（国際P&Iグループのプール協定、同グループが手配する再保険契約、その他組合が独自に手配する再保険契約を含む）の再保険者に対して、各国の法令、施行令等に基づき、監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより、組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海から発生した事故に関する全ての損害及び費用は、組合員が下記の条項に従うことを条件に保険契約規程の条項に基づきてん補される。 (1) 監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより当組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海については、当該航海の詳細（航海の予定、積荷の性状又は詳細、船積地及び荷揚地の港又は場所の名称、当該貨物のエンドユーザー名等）について、当該航海の予定が判明次第遅滞なく書面 <u>又は電磁的方法</u> により組合に申告すること。	同上